

令和3年5月11日

保護者の皆様

京都市立春日丘中学校

校長 山崎 良一

「緊急事態宣言」延長にともなう教育活動について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

先日、京都府・大阪府・兵庫県等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、京都府知事から4月25日（日）から5月11日（火）までを期間として、緊急事態措置の要請がなされ、さらに5月31日まで延長されました。

なお、学校教育活動については、委員会からの通知に基づき、現状通りの制限を加えながら、感染拡大防止に万全を期して、取り組んで参ります。

但し、部活動については、裏面の通知に基づき活動していくので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

「緊急事態宣言」延長を踏まえた部活動の取扱いについて

1. 小学校・中学校・義務教育学校・総合支援学校

引き続き、緊急事態宣言期間中の全ての部活動を原則中止とする。

ただし、大会・発表会等の参加については、公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる

大会等（※）のみ参加を認める。この場合、主催者と連携し、万全な感染症対策を講じること。

※ 中学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会等

上記の大会に参加するための練習等については、大会初日の4週間前から認める。その際

の練習時間・場所等の制限、留意事項等については、下記2の高等学校の取扱いと同様とす

るが、最初の一週間は体を慣らす期間に充てるなど、事故防止や安全の確保について特に留

意すること。

なお、放課後や休日に、校区内の公園等において、集団でスポーツ活動をしている例も見

受けられること等から、再度、児童生徒に対して、感染拡大防止のための部活動中止である

ことの指導を徹底すること。

2 高等学校

引き続き、以下のとおり取り扱う。

ア 活動場所を原則校内に限定し、活動日の別を問わず、活動時間を2時間以内とすること。

イ 感染リスクの高い活動については控えること。

（例）生徒同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動

大きな発声や激しい呼気を伴う活動

ウ 大会・発表会等の参加については、公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会

等（※）のみ参加を認める。この場合、主催者と連携し、万全な感染症対策を講じること。

※ 高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会等

エ 出停等により登校していない生徒の部活動のみの参加は認めない。